



# 新型コロナウイルス感染症の療養期間について

2023年5月版



## 登園・登校の条件 ※1,2

※1 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知)  
※2 令和5年5月2日付【施設宛】令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について(通知)：横浜市

発症した後 5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで

- ◆ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態のことです。
- ◆ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から計算します。
- ◆ 無症状の感染者に対する出席停止の期間については、検査を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。
- ◆ 登園・登校停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されておりません。



## 療養期間の例と登園・登校時の注意について

### 乳児・幼児

発症した後 5日  
症状軽快後 1日



- 登園を再開する際は、**医師の意見書が必要**とされています。通っている園にご確認ください。なお、**検査陰性証明書は不要**です。※2
- 2歳未満児のマスク着用は奨めません。登園後のマスクの着用は求められません。

### 小・中学生

発症した後 5日  
症状軽快後 1日



- 登校を再開する際は、**医師の意見書や検査陰性証明書は不要**です。※1
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されます。

発症日  月  日 ※3 出席の目安 (発症6日後)  月  日以降

※3 症状の経過により変わります

体温経過	発症日		1日後		2日後		3日後		4日後		5日後		6日後		7日後	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
40																
39																
38																
37																
36																
咳など 呼吸器症状	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽